表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和７年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
諫早支局	諫早市小長井町遠竹
	大村市小川内町
	大村市平町
	大村市黒木町
	大村市宮代町
	雲仙市小浜町木場
	雲仙市小浜町金浜
	雲仙市小浜町山畑
	雲仙市小浜町飛子
佐世保支局	佐世保市瀬道町

（注）所有者等の探索の対象となる地域は，地番区域単位で記載すること。